

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和５年度 第２回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開催年月日	令和５年１１月１日（水）	
開催時間	午後２時００分 ～ 午後４時４０分	
開催場所	足立区役所１１階 入札室	
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長
	鈴木 欽哉 委員	秦 邦昭 委員
欠 席 者		
会議次第	１ 開会 ２ 議事 （１）定例審議 ・議案第１号 江北健康づくりセンター新築工事 ・議案第２号 足立区立東綾瀬中学校改築工事 ・議案第３号 北綾瀬駅前交通広場及びペDESTリアンデッキ整備工事 ・議案第４号 第二回祝レシート de 90 周年事業運営業務委託 ・議案第５号 災害用毛布クリーニング、リパック入替及び災害用マットゴザ回収委託 （２）個別審議（公契約制度検討審議） ・議案第６号 公契約条例の見直し検討について ３ 報告事項 （１）令和５年度の不調・不落について（９月３０日現在） （２）指名停止措置状況について（６月～９月） （３）低入札調査案件について（６月～９月） ４ 閉会	
資 料	公契約等審議会資料	

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

- ・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開としますが、非公開情報に関する審議については、議事を非公開とします。

ー全委員了承ー

2 議事

(1) 定例審議

- ・定例審議抽出説明

○田中副会長

定例審議案件の抽出理由ですが、今までに事例の少ない新築案件のもの、相手方が区外事業者のもの、内容を確認したいものということで選ばせていただきました。

- ・工事契約3件

議案第1号 (仮称) 江北健康づくりセンター新築工事

○契約課長

工期は令和6年6月28日まで、建物の中身としては保健センター、子育てサロン、医療介護連携センター、休日応急診療所で、付属する駐輪場、通路上屋、外構の工事が含まれています。入札経過ですが、4JVが参加し、実際に入札したのが2JVで、武家田・浅香建設共同企業体が落札、落札額が2億4千万円余です。

○秦委員

議案1号と2号は同じような建築工事ですが、入札公告を比べると差異があります。記載漏れになっているだけだと思いますが、6頁の入札方法の欄には、16頁にはある「入

札金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額になります」との記載がありません。

それから7頁の落札者への通知の欄にある

「被保険者証の写しの場合は被保険者等記号・番号等にマスキングをしてください」との記載が17頁にはありません。できるだけ統一した方がいいと思います。もう一つは9頁の注5の受注制限の注書きで、19頁にはある第三段落目がありません。ここは大事な話で、本入札案件の後に、同種工事等で追加的なものが後から出てきた場合、受注制限に入るという記載です。9頁にはそれがなく、受注制限に入らないのかとなりますが、おそらくそうではないと思います。このあたりについてはいかがでしょうか。

○工事契約係長

制度としては委員のおっしゃるとおりです。記載の丁寧さの差によるものですが、統一した方がいいというのは確かにそのとおりですので、そのように対応してまいります。

○秦委員

付随して開札日時について、議案2号のように通常は入札期限の日に開札だと思いますが、議案1号は翌日に開札となっています。これは大きな案件が重なったため日をずらしたという理解でいいですか。

○工事契約係長

おっしゃるとおりです。基本的には高いものから開いていくというのが足立区のルールです。

○秦委員

通常は同時ですよ。

○工事契約係長

入札の締切は同時ですが、入札参加制限が

ありますので高いものから開けていき、高いものを取った場合は次の案件では無効になるという流れで組んでおります。

○秦委員

同日にはしてないのですか。

○工事契約係長

同日になる場合もあります。9時、10時、11時で開けて、次は13時、14時、15時で開けるというように、一日の中で午前、午後で分けられることもあります。案件が重なり翌日にずれ込むこともあります。

○秦委員

案件が集中すると順次ずれ込んでいくのですか。

○工事契約係長

あまりタイムラグが出ないように組んではおりますが、どうしてもずれ込むことは出てしまいます。

○鈴木委員

新築案件は久しぶりなので、特殊な例なのかどうかということも含めてお聞きします。本体建物工事と付属建物工事、外構工事ということですが、樹木を植えるなど緑地の工事というのは入らないのですか。

○検査担当係長（建築）

外構工事の中に緑地も入っております。

○鈴木委員

業者は入札するときにそれを確認しているのでしょうか。

○検査担当係長（建築）

図面で確認していると思います。

○契約課長

図面発注ですので、図面の方で見ていただいています。確かに工事概要の記載が議案2号のものと比べると、書きぶりに違いがあり、こうしたご質問が出てしまったのだと思います。申し訳ありません。

○飯塚会長

施工体制が整わないために辞退しているところがありますが、どういう事情だったかはわかりますか。

○工事契約係長

辞退理由としてはこうした記載がありますが、このような場合に推察されるのは、技術者が配置できない、下請の手配ができない、工事の部材が入らないなどの理由です。

○飯塚会長

受注制限の対象は、この案件と議案2号の案件、それと（仮称）区営新田三丁目アパート改築工事ということです。入札参加申請は4者だけと少ないですが、区内に限ると仕方がないのでしょうか。案件が重なりと一つずつ取りあうような形になりますね。

議案第2号 足立区立東綾瀬中学校改築工事
【案件の説明は議案第1号の質疑応答で触れたため省略】

○秦委員

入札経過については、予定価格超過で3回の入札となり、徐々に入札金額が下がりました。この年の資材、エネルギー価格の上昇は翌年に比べてまだ少ないと思いますが、上昇は相当激しかったと思います。予定価格と現実の資材、エネルギー価格の上昇のテンポは、具体的な案件の中ではどうなのでしょう

か。

○契約課長

昨年の春から夏にかけての状況は、建築資材がものすごく上がっているタイミングでした。それに対して積算単価というのは市場を調べて積み上げた積算ですので、実態よりも何か月分か遅れます。そのために、このように価格が折り合わない、予定価格超過となることが非常に多い状況でして、それが春から夏にかけての状況でした。1回目の入札が54億円と55億円、おそらくこれが実勢だったのだと思います。

○飯塚会長

予定価格との差が10億円ですので、非常に大きいですね。

○契約課長

区側で積算したのが入札の3か月くらい前になりますので、この3か月の差なのでしょう。そういう状況でした。

○秦委員

3回目まで、再入札なので予定価格は変わっていませんね。

○工事契約係長

変わっていません。

○飯塚会長

資材価格等の上昇に伴う見直しはしないのでしょうか。

○契約課長

入札で不調になれば、積算をし直します。契約締結した後の話では、物価にスライドさせ契約変更で上乗せすることはできます。

○飯塚会長

それはどう比べるのですか。

○契約課長

区の起工の金額と事業者が資材を入手した金額の差分です。

○飯塚会長

そうすると入札3か月くらい前に積算した金額と、入札後に仕入れた金額の差を考慮するということですね。

○契約課長

そうです。

○秦委員

工期が終わるまで2年です。その間にものすごい上がり方をします。インフレスライドというのは当初からずっとするのですか。

○工事契約係長

1年間の中で1回できる形です。

○田中副会長

そう考えると、入札の前に金額を修正できる仕組みがあると10億円も乖離することはないのかなと思います。それは難しいのですか。

○契約課長

途中途中で決裁をしていますので、どこかでいじってしまうと戻さなくてはいけないということ、今回は上がっていくスライドですが逆の話もあるはずで、そうしたこともありますので、結果のところで調整をしているということです。

○田中副会長

改築と言ってもほぼ新築なのですね。

○契約課長

そのとおりです。

○田中副会長

校舎の撤去工事があったからということで
すね。

○検査担当係長（建築）

建築工事の一つの取り決めで、同じ学校名
で建て替えるときには改築という言葉を使っ
ています。統合校の場合などは新築となりま
す。

○契約課長

上物は除却して建てているので、実態は新
築ですね。

議案第3号 北綾瀬駅前交通広場及びペデス
トリアンデッキ整備工事

○契約課長

こちらは最終的に大本組という区外事業者
が落札しています。追加の資料で過去の入札
経過の資料を出させていただいています。
元々は区内事業者限定と地域要件を定め入札
を行いました。しかし1回目のところで1者
しか手挙げがなく結果は入札不調ということ
で、2回目に地域要件のところで区外事業者
を加えて参加要件を緩和しました。しかし希
望者なしという結果でした。その次には総合
評価方式というところをはずしました。区内
事業者でやりたいところには手を挙げてもら
っている中、区外事業者に参加を促すわけ
ですが、足立区の総合評価は区内事業者に点数
が付く仕組みになっていて、区外事業者が敬
遠するだろうということからです。2者希望
がありましたが、金額が折り合わず不調でし
た。それで4回目になります。こちらの方で
最終的にまとまったということです。ここ

では工事の内容を変えました。3回目までに
は事業者にうま味がない工事も含まれていま
したので、その部分を分離して利益が出るよ
うな工事にしたというところで、何とか業者
が決まったということです。

○秦委員

2回目の発注で区内本支店事業者に加え区
外事業者も入りました。総合評価方式の要綱
では区外業者は入れないのではないですか。

○契約課長

手挙げはできるけれども点数はつかないとい
うことです。

○秦委員

総合評価方式で区外事業者は排除されてい
るわけではないのですね。わかりました。

条件付一般競争入札になっていて、原則区
内ですが、区内で駄目なときには区外も入れ
ることになっています。それは公募型指名競
争入札も同様で、総合評価方式もそれと同じ
ように考えればいいですか。

○工事契約係長

おっしゃるとおりです。

○鈴木委員

落札率がほとんど100%に近いというの
は、特殊な事情はあるのでしょうか。

○秦委員

3回目の公告は落札までに再入札を繰り返
していますか。

○工事契約係長

そうです。

○秦委員

最初は予定価格超過で、段々と価格は下がってきたものの、結局は予定価格超過のままだったという事例ですね。

○工事契約係長

そのとおりです。

○物品契約係長

再入札のときは、その前の最低入札価格が示されていてそれより低い価格でなければシステム上で無効になってしまいます。

○田中副会長

その価格がある程度は参考になるということですね。

○契約課長

落札した大本組は3回目の公告でも参加していますので、経験値から推測はできたのですね。

○鈴木委員

足立区では土木工事が少し弱いですが、これを見ると競争条件が成立しにくいということが明確ですね。

○秦委員

区内事業者が増えてないということはわかりますし、工事の規模としてコストがかかることもあり、入札参加希望が出てこないという状況です。大本組は北側にある商業施設の工事の受注業者です。その関係もあってこの工事を受注するというのでしょうか。

○工事契約係長

その関係でメリットがあるということだと思います。

○秦委員

ある程度の無理はしても受注し得る事業者ということが窺えます。

○契約課長

そういうメリットがある可能性は高いですね。

○秦委員

国庫補助金が入るときには総合評価方式が条件であると聞いていますが、この案件にも補助金が入っているのだと思いますが、総合評価方式を外しても補助金は付くのですか。

○契約課長

手前のところで総合評価方式という手を尽くしてもだめで、最終的に別の方式としたところで、国や都とのやりとりの中では総合評価方式を導入したという扱いで、補助金は入ります。

・物品契約2件

議案第4号 第二回祝レシートde90周年事業運営業務委託

○契約課長

事業の概要としては、一定期間内に900円以上のレシート9枚を集め申請すると区内商品券がもらえるというものです。

○物品契約係長

第一回というのは、令和3年に実施した区政90周年記念事業であり、新型コロナウイルス感染症や物価高の影響を受けた区内事業者を支援する経済対策事業として実施したものです。

○契約課長

900円、9枚というのは、90周年に掛けております。第一回目で好評だったところから二回目をとということです。契約変更を二

回行っており、一回目は増額変更で5千万円ほど契約金額が増えています。理由としては、想定申請数を超えた申請が来たことによる契約変更で、印刷物の増や申請書チェック件数の増などによるものです。二回目は約百万円の減額変更です。中身としては、審査不備による申請書チェック作業量の増、審査不備の結果として商品券を発行する必要がなくなった分の商品券費の減などによるものです。

○田中副会長

第一回目より申請数が増えたということですか。第一回目の実績から想定数を出していると思いますが、その想定を超えていたということですか。

○契約課長

そういうことだと思われます。

○物品契約係長

第一回目の契約は一括した委託ではなく、コールセンター業務だけを委託して、残りの業務は職員が行いましたが、件数が2万9千件ということで申請書のチェックや商品券の発送など、職員がやり切れないということで、第二回は包括的な委託にしたという背景があります。

○秦委員

一回目は指名競争入札ですか。

○物品契約係長

指名競争入札です。

○秦委員

やはりJTBですか。

○物品契約係長

総合キャリアオプションという会社です。コールセンター業務だけでしたので。そのため二回目では辞退しています。

○秦委員

資料では落札率が82.92%ですが、91.21%ではないでしょうか。分母が税込みの予定価格ではありませんか。

○物品契約係長

入札見積経過調書の備考欄に落札金額を契約金額とするとありますように、入札額が税込みになっています。商品券を購入しますので、消費税がかからないものを含む場合には、税込み額で競争します。

○田中副会長

さすがにこれは4年度で終わりですか。

○物品契約係長

今年度もすでに契約請求が上がっています。

○秦委員

経済効果としては直接的な消費分だけではなく、これを呼び水とした間接的な消費の効果もあると思います。仕様の中に効果測定とありますが、どのような効果測定がされたのですか。

○物品契約係長

産業環境委員会の報告資料にアンケートの結果なども載っていて、経済効果にも触れています。

○秦委員

それは経済効果ではなく、単なる売り上げで一時効果です。一次効果ではなく間接効果も入れなければと思います。消費意欲を高め

て消費活動を活発化させるという趣旨ですから、PR効果としてはどうなのかと思います。

それと指名業者ですが、どのように選定したのですか。

○契約課長

各自治体が同じようなことをやっていますので、他自治体で実績があるところを指名しています。

○秦委員

実績があるかということは出ているのですか。

○契約課長

入札経過調書で調べます。

○飯塚会長

落札率が低いですが、商品券の部分があるので、その部分は変わらないとしても、どうなのでしょう。

○契約課長

こうした業務ですと、区は積算ができず、積算できる事業者の下見積もりをしてもらいます。しかし、その段階のものは高めの金額となる傾向があります。

○飯塚会長

下見積業者はどこですか。

○物品契約係長

1, 2, 3の事業者です。入札したのは下見積業者だけでした。こうした旅行会社系ですと、各自治体のコロナ関連の委託などでノウハウがかなりできているかと思えますので、効率的に運営することは可能なかと思えます。

議案第5号 災害用毛布クリーニング、リパック入替及び災害用マットゴザ回収委託

○契約課長

対象箇所が千寿小学校外105か所で、毛布・マット・ゴザの数量は記載のとおりです。一定のローテーションで古くなったものを取り替えていくという契約です。

○秦委員

落札率が62.32%で、他の入札額と比べても極端に低いですが、チェックというのはどうなのですか。

○契約課長

物品購入と委託で落札率が低いものについては、落札決定をする前に事業者の方へ、どういう仕入れルートを持っているかなど、確認をした上で決定するようにはしています。

○物品契約係長

この事業者は下見積業者でもありましたが、落札率が低かったので仕様書の誤りがなければ、仕様書の解釈に齟齬はないかなどを所管課と事業者を確認した上で決定しております。

○秦委員

その下見積もりもこんなに低かったのでしょうか。3者から見積もりを取って、通常はそれを基に適切な金額を予定価格とするのではないですか。

○物品契約係長

そうです。平均を取る場合、高い方を取る場合、いろいろです。

○秦委員

その段階で見積もりが低かった場合、予定

価格はどうなるのですか。仮に1社が6千万円、他が8千万円、1億円だった場合……

○契約課長

自分だったら9千万円くらいにしたいと思います。8千万円から1億円が相場なんだろう、6千万円というのは過度に安い、何か強みがあるのかもしれませんが、予定価格にするには危ない金額だろう、ここしか入れない可能性があるというところで、それで8千万円から1億円の範囲で設定するでしょうね。平均で設定するということでもありません。

○鈴木委員

こうした業務で大事なのが搬入時です。事業者にとって一番抜けるところだと思います。搬入時のチェックは担当部署の方できちんとしているという理解でよろしいですか。完成品をまとめて一度に搬入するのであれば手間暇はそれほどかかりません。これは長期間のものです、その辺のチェックはされたと考えてよろしいですか。

○検査担当係長（建築）

所管課では、まず物品出納員が受け取りをして、その後で所管課の検査事務取扱者が最終的に検査をします、しっかり行われていると思われま

○鈴木委員

民間ですとしっかり行いましたということを書類で残しますが、区ではどうですか。

○契約課長

区でも書類は残っています。106か所がリストになっていて、数量や受取人の押印欄などがある書面は残っています。残っているということはやっているということです。

○田中副会長

小、中、その他の学校の受け取りも残っているのではないですか。

○契約課長

受け取りは学校の方でやっていると思います。その都度、災害対策課の職員が行けている可能性はないはずです。

○鈴木委員

契約締結段階は一生懸命にやりますが、このように長期の仕事では終わりの方で手を抜くことがあります。そこは注意していただければと思います。

○飯塚会長

マットとゴザの搬入はないのですか。

○物品契約係長

マットとゴザは就寝時の敷物として使用する想定で、かなり昔に調達したものでして、特にゴザは昭和50年代くらいのもので、かなり古いものです。区では令和4年から3年計画でエアーマットを導入しておりますので、回収してそのまま破棄となります。

○飯塚会長

替わりのマットは順次入るということですね。わかりました。

○田中副会長

それでわかりました。毛布とマットが同数なのは、一人ひとりの就寝用にマットに合わせて毛布が付いてくるからです。

○物品契約係長

そういうことです。

○秦委員

足立区全体でこれだけの数ということですか。毛布で言えば5万7千枚というのは、古いものだけなのか、70万人分なのか、どちらですか。

○鈴木委員

広さによるものではないでしょうか。荒川溢水かというときに避難所に行こうと思いましたが、一杯で入れない状況でした。ですから、キャパ以上に用意をしても使えないのではないのでしょうか。

○秦委員

避難所の面積からすると、これくらいということですか。

○鈴木委員

そうですね。結局は避難所を増やすしかないのですね。

○田中副会長

これからも増やしていくのですか。

○契約課長

区の施設で使えるところがあるかという話とともに、できているところ、未来大学も正にそうです。旧千寿第五小の跡地にも避難所を作っていただいているように、民間にもお願いしながら増やしているところです。

○物品契約係長

先ほどの数が全部かどうかですが、所管課に確認した中では、これが全部の枚数ではないということでした。31年頃から毎年順次リパックしている形になります。また仕様がない災害備蓄倉庫にも備蓄されているものがあります。

○秦委員

指名業者のほとんどが区外事業者で、その中に神奈川県伊勢原市の事業者があります。これは本社が静岡県で神奈川事業所が伊勢原市、東京本部が港区にあります。足立区にも営業所があって、リネンの関係を扱っているのが神奈川事業所のようなのですが、その場合は神奈川事業所で入札することになるのですか。

○物品契約係長

そうですね。神奈川事業所として共同運営に登録をしていますので。

○秦委員

対象としているのは都内ではなく全国ですか。

○物品契約係長

東京電子自治体共同運営の電子調達システムを通じて希望しているところであれば、所在地は問いません。

○契約課長

エントリーは北海道でも沖縄でも、どこの事業者でも可能ですが、指名するかどうか地域要件を定めるかなどは各自治体の判断ということになります。

○飯塚会長

お諮りします。議案第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認められるということでご了承いただけますでしょうか。

ー全委員了承ー

(2) 個別審議（公契約制度検討審議）

議案第6号 公契約条例の見直し検討について

○契約課長

これまでの議論で、労務台帳作成に係る事業者の負担軽減をどうするか、そのためにはセルフチェックできる等々の周知を図り労働者自身を当事者として巻き込む必要があるのではないか、それをやった上で条例の適用範囲を広げるか、もしくは現状維持するか、狭めるという選択肢もありますが、そこを考えていくべきではないかというところでまとまってきたと思います。その三つについてお話ししたいと思います。

一つ目、労務台帳についてです。①報告書、②労務台帳、③誓約書とありますが、事業者が労働報酬下限額以上の賃金はきちんと払っているということを確認するのに、この三つを使えば担保できるということで提案させていただいているものです。この部分については工事契約制度改善担当係長の方から説明します。

○工事契約制度改善担当係長

現状の方式につきましては、①の報告書、足立区では労働条件チェックシートと言っているものを、契約締結後10日以内に出していただく形をとっています。それが本日席上配付させていただいている資料になります。工事契約用と業務委託用で様式が違います。工事契約用の方には適用されている最低賃金の職種と金額を記載する欄があり、賃金というところの14番です。委託の方にはありません。ですので工事は前回ご説明したE型、委託はF型ということでやらせていただいているのが現行です。それを工事と委託と分けることなく、案としては現在の委託型に統一する形で考えたらどうかということで提案させていただきます。それが別添資料の別紙1になります。現行との違いですが、一番上に公契約条例という項目を設けました。今までのものは公契約条例を守っているかどうか

がよくわからないものでした。詳しくは工事の方には一定の要素は入っていましたが、委託の方には公契約条例について問いかけるものが全くありませんでした。新設の項目には、労働報酬下限額以上の賃金が払われているか、ポスターや書面などで労働者周知をしているか、後で提案します周知カードを配っているかなどの確認事項を加えて、条例遵守の報告資料として出していただくようにし、強化する形に変えていくということです。

案1としては、その際に労務台帳の提出をやめるという形になります。今まではこの労務台帳を出していただいていた、これは一人ひとりの金額を書いて、労働時間をすべて書いて、これを毎月分、全部の事業者分を作成していただいていた。これがアンケートでも、これまでの議論の中でも、かなりの負担であったということです。工事の事業者になると相当分厚いものとなりますので、これは効果を得るための負担としてはあまりにも大きいだろうということで、この労務台帳をやめるという案です。

しかし、懸念される点が二つありまして、今までは下請事業者にも労務台帳を出していただいていたのですが、報告書になると出すのは元請事業者だけになりますので、下請事業者にも公契約条例の内容が伝わらないということがあります。今までは労務台帳を作ることによって下請事業者もある程度は条例の内容を酌んで賃金の支払いもしていたわけですが、それがなくなるということで、下請事業者に対する働きかけがまったくなくなってしまい、下請事業者で働いている労働者の賃金が下限額を下回ることが出てくるのが懸念されます。それで別紙3の誓約書ですが、元請事業者と下請事業者の間で、契約締結時にこの誓約書を交わしていただき、それにより元請事業者から下請事業者にも条例の遵守を働きかけていただく、労務台帳をやめて報告書方式と

する替わりに誓約書を取り交わしていただくというのが、一つの考え方になります。

もう一つの懸念点ですが、いろいろな現場で働いている人が多くいます。条例の適用現場とそうではない現場というのもそうです。その方の賃金が下限額を上回っているかどうかを判断するには、条例の適用現場での従事時間数が必要になります。現行の労務台帳にはそれを書いていただく欄があります。後になって労働者から下限額以上を貰っていないという申し出がされたときに、この情報がないと調べることができません。この情報を基本的に事業者の方できちんと残しておいていただく必要があります。そのため報告書に、その情報を保存してくださいという項目を設けました。これは形は出勤カードでもキャリアアップシステムのカードでもいいと思います。これを守っていただくことで、下限額の申し出があったときに調べられるようになり、それにより報告書方式が成り立つものと考えていて、この項目を含めています。それでは内容として弱いのではないかとということであれば、案2ですが、労務台帳の作成は残しますが、区への提出は不要というものです。何かあったときのために事業者に作っておいていただくという方法も考えられるということで案2に入れさせていただいております。事業者の事務負担のところについては以上です。

○契約課長

一定程度、事業者の責任といいますか、そちらの範疇に委ねながら、労務台帳作成に係る負担の緩和に繋げていきたいと考えています。信用して、やっていただいていると考えていても、労働者から申し出があったときに、然るべき挙証となる数字等が上がってこない場合というのもあると思いますので、案1か案2かを決めるときに、本当にこれが遵

守できず下限額以上の支払いが確認できなかった場合のペナルティーを別に設けることもできるのかなと思います。いま公契約条例の違反をしたときの事業者のペナルティーというのは、契約解除、違約金の徴収、指名停止があります。緩和をしつつ出口の戦略として、だめだったときにはそこのところを今より厳しくするということもあると思っています。

○田中副会長

保管期間の3年間というのは、条例で決められているということですか。

○工事契約制度改善担当係長

賃金台帳等の法定三帳簿は支給日から3年間の保存となっていますので、それに合わせて3年間と記載しています。もちろん条例や施行規則で定めることも考えられると思います。

○田中副会長

案1の場合は、何らかの記録があればよく、労務台帳である必要はないということですね。

○工事契約制度改善担当係長

そうです。

○契約課長

申し出があったときに、対応としては立入調査をしなければならないでしょうし、書類の提出も求めると思います。そのときに何らかの形で上がってくればいいというのが案1です。案2はそれでは出てこないだろうから予め作らせておくというものです。

○田中副会長

書式を指定するかしらないかですね。

○飯塚会長

報告書はどのようなタイミングで出すのですか。

○工事契約制度改善担当係長

今は契約締結後10日としています。ここはまだ議論が必要なところでして、例えばですが、契約締結後の賃金支払いから3か月後とか、契約期間の真ん中など考えられると思います。これは区の負担も考えられまして、明確には詰められていませんが、最初の賃金が支給されてある程度経ってから、契約後3か月とするなどが考えられると思っています。この報告書には周知効果も期待されますので、あまり後ろの方というのは難しいかと考えています。しかし1回も賃金が払われていない時点で、払っていますという報告はないと思いますので、やはり1回以上は払われた後、3か月くらいが適切かと検討段階では考えています。

○田中副会長

労働基準法の項目もそうですが、確かにやったあとでなければ報告書は書けませんね。やはり賃金が払われてからが妥当だと思います。

○秦委員

基本的には事業者の負担が一番のネックであり影響が大きいので、適用の拡大をする、しないにかかわらず、そこをできるだけ軽減していく必要があるでしょうし、労働者の方できちんとチェックでき申し出を重視することで、適正な賃金支払いが担保できますので、方向性として賛成です。現状認識としては、これまでのところ申し出はなく円滑に行われているということです。アンケートについても下限額を下回っているという例があっ

たけれども、確認したところ適正に行われていたということです。全体的に信頼性が高いという現状を前提として、事務負担を軽減していくということを考えなくてはならないと思います。そうした点から、このような形にしていくことは賛成です。労務台帳をなくしていくことは、より負担を軽減していく意味で極めて大事なことだと思います。問題なのは、報告書の4のところ。何らかの確認できるものを残すと言っていますが、対象者は全員になるのでしょうか。現実的には、下限額を下回るという例がどれくらいあるかということですが、これまでになかったということ念頭に置くと、全員についてそうした記録を残す必要があるのかということがあると思います。追加的な負担を課すのではなく労働基準法関係の書類など既存のものを活用できるのであれば一番いいわけです。このために全員分を新たに作るということは、よく考えなくてはならないと思います。タイムカードや業務日誌などがあるはずなので、そういうもので確認することもできるということ。をきちんとっておけば、それで済む話ではないでしょうか。そこをもっと強調して、既存のものを活用できるので手間暇はかからないということを言っていけば、負担は確実にかからなくなります。このままでは依然として負担が残る感じがするのではないのでしょうか。

○工事契約制度改善担当係長

正におっしゃるとおりでして、法定3帳簿、出勤記録、その他のもので代用できるのであれば、それでいいという意味なので、新たに作成してくださいということではありません。

○秦委員

既存のものでということですね。

○工事契約制度改善担当係長

既存のものでということです。表現が悪かったかもしれませんが、時間を記録し保存というのは、法定3帳簿なりそれに代わるもので十分満たせれば、それでいいですという意味で入れています。

○秦委員

そうすると、余白などに既存のバックデータになるようなものはきちんと保存しておいてくださいという記載を入れるのはどうですか。

○工事契約制度改善担当係長

公契約条例の手引きなどに、きちんと説明書きを入れていく予定でいます。それと考えているのは、下請事業者向けアナウンスの書類をどうするかということです。

○秦委員

誓約書の2の部分ですね。

○工事契約制度改善担当係長

これで下請事業者が内容を理解してすべて把握できるとは思っていない。

○秦委員

これは条例の条文どおりです。

○工事契約制度改善担当係長

これは契約書に付随する書類として硬い文章になっていますが、元請事業者が下請事業者から誓約書を取るときに、説明用として渡す別の書類を考えています。

○秦委員

思い切って簡素化をしつつ、万一チェックをしなければならぬときに備えて、その場

合も既存のものでいいということを記載するなどして、負担が非常に軽くなっているということを出していただきたいと思います。基本的に賛成です。事業者の負担をできるだけ軽減して、労働者への周知も強化していくという、両方をやっていくことが大事だと思います。

○契約課長

法定三帳簿なりで把握できたとしても、そこから足立区の公契約条例対象分を抽出しないといけないわけですが、そこが難しいのかもしれないと思っています。逆にそここのところの周知がしっかりできれば、法定三帳簿のところはどうにかなるのかなと思います。あとは申し出があったときは、おそらく自分の給与明細などを持ってくるはずで、その裏付けという形で入っていき、どうなっていますかという話になるので、向こうにある書類全部を探る必要はないわけです。そうしたときに備えて、条例対象分はしっかり押さえてくださいということが上手く伝えられれば、労務台帳のようなものを作っておいてくださいと求める必要はないと思います。

○鈴木委員

私も事業者の負担を軽くするという方向で賛成です。今回の見直しは久しぶりですから、事業者や労働者が勉強できるような機会、環境があればいいなと思います。一方的に情報を流すだけではなく、そこに勉強会的なものを付け加えたらどうかと思いました。

○契約課長

タイミング的に説明会というのは難しいと思います。役所で流行っているのは、YouTubeなど動画を作って、それを見せるというやり方です。ですので、公契約条例対象契約を締結したところに動画を渡して見ていた

だけで、より伝わるかと思います。

○田中副会長

いいと思います。何度か見直すこともできます。勉強会も大事ですが、見直すことができるというのはいいと思います。

○飯塚会長

私も事業者の事務負担について、基本的に賛成です。気になっていたところが、やはり事業者がきちんとこれを理解するか、特に下請事業者が心配でしたが、それも動画作成など考えていただいて、そこはきちんとできるようにしていただきたいと思います。あとはチェック機能です。きちんとチェックできるようにしておくというところで、調査に入るなりペナルティーを設けるなり、そういうところもきちんと周知していただく必要があると思います。それと誓約書ですが、2のところで記録するものに足立区長が定めるものがありますが、そこまでは調べないのではないですか。

○工事契約制度改善担当係長

そこは定型文的に置いたものです。

○飯塚会長

報告書の方には入ってないですね。

○工事契約制度改善担当係長

誓約書の方は性質上から追加して求めることもあって入っていますが、報告書の方は追加するものがあれば明示をして入れる形をとりたいと考えております。

○飯塚会長

次は労働者への周知についてお願いします。

○契約課長

労働者への周知について現状では、事業者へに手引きをお配りして、その中の内容に従って労働者へ口頭又は書面等で下限額等をお知らせしていただくところに留まっています。事業者任せでは伝わっていないという実状がありますので、区から何ができるのかというところで整理させていただいたところです。

○工事契約制度改善担当係長

現状では、区側で何か直接的な周知をするということはやっておりません。以前からお話をしている周知カードですが、区の方で印刷をして、事業者経由で配布してもらうところは致し方ないところですが、案1では職種まで記載してもらって一人ひとり渡す形を考えたものです。事業者の負担が大きいということであれば、案2、職種を入れずに配る形です。職種を入れないので配り方をいろいろ工夫ができ、まとめて置いておいてもいいと思います。案1では職種を入れるため下請事業者が直接配る必要がありますが、案2なら元請事業者が配ることもできますので、案2の方がいいという考え方もあります。しかし案1の方が効果は高いかなと思っていまして、案2は検討素材として挙げさせていただいています。

周知用HPの案を載せさせていただいています。今は区のHPに載せているのは制度の概要を説明するようなものですが、これは労働者向けのページとして作っています。先ほどの周知カードのQRコードからこのページに飛ぶようなイメージで考えています。対象としている契約のところをクリックしていただくと、一覧が出てきて自分がいま働いているところが該当するのかわからないのかわかる形です。それでこういう労働者を対象としていて、周知カードが配られることが書いてあり、周知カードの見本が載せてあります。そ

れで条例で定められていることとして、適正に賃金が支払われていない場合は申し出ができること、それを理由に解雇されることがないことなどが書かれています。次に下限額が書いてあり、ご自身の賃金が労働報酬下限額を満たしているかを自分で計算できるようにということで、計算用のシートも作っています。対象となる契約の年度、職種を入れていただくと、下限額が表示されるようになっていきます。それで働いた時間を入れていただくと、1か月の労働報酬の基準額が出てきます。そして実際に貰った賃金を入れていただくと、満たしているかどうかの判定結果が出てくるというようなものです。HPからリンクで飛べるようにしてセルフチェックができるようにします。それを基に申し出をする材料にさせていただくようになっています。労働者への周知として、周知カードと周知用HPを考えております。

○契約課長

区としては、やれることはやっていこうと思っています。周知カードは案1と案2がありますが、職種について事業者と労働者でやりとりしていただく、そうしないと何でこの人は軽作業員なのかという話まで持ち込まれてしまいます。そのあたりは当事者間でやりとりしていただくということができるのが案1です。特に工事の現場では、こちらを使ってほしいということです。委託と指定管理は案2でもいいと思います。

○秦委員

案2ですが、労働者からすると事業者や責任者に働きかけるのは非常に辛いと思います。ここに書いているように、雇用主に確認というのは辛いことなので、できればおっしゃるように案1の方がいいと思います。職種できちんと自分の位置付けができるようにす

るということでしょうか。今回は労働者の意識を高めてもらうというのが大きなところであり、問題があればしっかり申し出てもらうというところも狙いなので、案1の方が望ましいです。

○鈴木委員

私も案1に賛成ですが、周知カードからHPの該当のところにしっかり飛ぶことはできるのですか。足立区のHPで探し物をして、なかなか思っているページに行けないことがあります。これでダイレクトに行けるのですか。

○工事契約制度改善担当係長

直接飛ぶようになります。

○鈴木委員

それではいいですね。これは賛成です。

○秦委員

これもいいですし、チェックシートがいいですね。入力すれば結果が出てくるというのは、一番はつきりしています。これを基にして申し出してもらえればいいので、すばらしいと思います。あとは利用してもらえるかどうかです。

○工事契約制度改善担当係長

そうですね。特に工事の人ですとエクセル？というようになってしまう方もいると思いますので、本当はフォーマットのようなものがあって簡単に選択できるようなのがいいのですが、そこまではというところです。

○飯塚会長

エクセルなのですか。

○工事契約制度改善担当係長

エクセルです。

○田中副会長

気になったのですが、QRコードを読み取るということは多くの人が携帯を使うと思います。携帯によってはエクセルが開けないので、どうかなと思いました。

○工事契約制度改善担当係長

そこはおっしゃるとおりでして、今後に向けての課題です。

○飯塚会長

セルフチェックシートの工事の方の2枚目ですが、算定額は労働報酬基準額で算定した場合の金額ですか。

○工事契約制度改善担当係長

算定額はそうです。その上に「あなたの労働報酬の基準額は301,200円」とありまして、算定額のところには298,750円と入っているので、これは下回っており、下の判定で未満と出ています。

○飯塚会長

労働報酬基準額が30万円強で、算定額が298,750円なのは、どのように計算されているのですか。

○工事契約制度改善担当係長

表面に1か月働いた時間が160時間と出ています。しかし実際に公契約条例適用現場で働いていない時間が裏面に40時間とあります。そうすると160分の120の割合で、支給額の基本給に掛け合わせています。基本給で貰っている全額が33万円で、公契約条例適用現場以外で働いた分を除くと算定額ということです。

○飯塚会長

算定額は労働報酬基準額の話ではないということですね。わかりました。

○契約課長

言葉の使い方は工夫します。

○飯塚会長

結論として事業者の事務負担を軽減して労務台帳がなくなると、その替わりとして労働者への周知をしなければいけないということで、案1に賛成ですが、やり方としてわかりやすく、使いやすくしていただければというところです。

○契約課長

ページや文言などについては工夫しますが、こうした項目を労働者にお示しをしてチェックできるようなものに整えていきたいと思っています。

○秦委員

周知カードの職種欄がある案1は工事用だと思いますが、業務委託、指定管理でも同じものを使うのですか。

○工事契約制度改善担当係長

そうです。

○秦委員

そうすると、あなたの職種というのは必要ですか。

○工事契約制度改善担当係長

指定管理では保育士と保育士ではないという形で入れるようになると思います。業務委託は職種という限定が全くないので案2で十分なんですね。セルフチェックシート指定管理用の職種のところで、有資格者の保育士と

なっています。ここに例えば区外施設日光の従事者など4種類くらい出るようにしています。その区分をお示しして周知カードに書いたり、ここに入れてもらうような形にしたいと思っています。

○飯塚会長

次は条例の適用範囲についてお願いします。

○契約課長

今の議論も踏まえてですが、どこまで広げていくのかというところです。工事請負、業務委託、指定管理とありますが、工事請負についてはこれまで説明してきたとおり事業者のランクでということです。A Bはすでに公契約条例対象契約を経験してきているので、それで下げられる下限、1億円以上というところです。それより下げてしまうとCランクまで入ってきてしまうので、1億円まで落とす、件数的な見込みも実績ベースで48件で対応可能と思っております。業務委託について、基本的に対象業務は人件費比率の高いものを増やしつつ、金額をどこまで落とせるかというところでご議論いただけたらと思います。ただし、労働報酬下限額は最低賃金額よりも高いので、区とすれば契約額が高くなるということがあります。指定管理も同様ですが、指定管理については全部を対象にしているのではないかと考えています。こうしたところでご議論いただけたらと思います。

○田中副会長

よろしいのではないかと考えます。

○飯塚会長

私も同様です。

○鈴木委員

私も賛成です。

○秦委員

指定管理について、予算が最大4470万円増になっています。これは仮定の計算で、東京都の最低賃金と仮定して、66件になったときの人件費増加額ですね。

○契約課長

そうです。公契約条例対象になれば最低賃金と労働報酬下限額の差額を埋めなければなりませんので、その積み上げ額です。

○秦委員

積み上げなければならないというのは、指定管理の委託料の金額を引き上げるということですか。

○契約課長

そうです。積算に人件費を反映させてくるので、その人件費は最低賃金ではなく労働報酬下限額になるということです。

○秦委員

現状は最低賃金でやっているのですか。

○契約課長

そこは仮定の計算です。

○秦委員

現実に積算するときには、この金額が上乘せになるわけではないのですね。

○契約課長

これは最大ということです。

○秦委員

財政負担がどれくらい増えるのかは知りたいうところで、4千万円も増えるとなると大変

だと思ってしまうですが、これは仮の数字であって現実にはほとんど影響がないということなのか、わからないということかもしれませんが、区の予算としてはどうなんですか。

○契約課長

実勢はわからないというところです。現状がつかめていないので、これは最大で増える可能性があるという数字です。

○秦委員

それで方針を出してしまっているのでしょうか。

○契約課長

この金額をかけてでも対象範囲を広げるべきなのか、そのための検討材料にさせていただければというところです。

○田中副会長

最終的には議会が決定することですね。

○契約課長

これが通れば、もしかしたら最大で予算が積み上がるかもしれないです。

○田中副会長

しかし、ここは件数的にも全部にしているのかなという気はします。

○秦委員

そういう議論でいいのでしょうか。入札するときに予定価格を設定します。予定価格は下限額を基にするのではなく、標準的な賃金水準を基にするので、この話に連動して上がるわけではないのではないのでしょうか。

○契約課長

そこはつかめていません。最低賃金でやっ

ている会社もあるし、会社独自の給与表でやっているところもあります。逆にこちらで何割引きかして調整する理由もないので、あえて最大の金額を積み上げているだけです。

○田中副会長

出し方としてはそうでしょうね。

○契約課長

役所的な考え方ではそうになってしまいます。最大のリスクではどうなるのかという考え方になります。

○秦委員

予定価格は区の方で立てますが、そのときに下限額が上がったからといって自動的にその分が上がるわけではないです。実務的に平均的なものなどわかるのではないですか。満額を出してしまうと、金額が大きいだけに戸惑いがあります。

○契約課長

予算反映上でそうする話であり、この金額を丸々上げてくれとは、区として言うつもりもありません。上げるのか上げないのかは、あくまで事業者の判断になります。

○秦委員

そこは入札の話なのでそこはいいのですが、予定価格が自動的に上がるという話なのではないですか。

○契約課長

上がる可能性があるということです。

○秦委員

下限額が上がれば事業者は入札額を上げるというのはわかりますが、自動的に予定価格が上がるのかどうかです。

○契約課長

上がるか上がらないかは何とも言えません。

○田中副会長

私の理解では、最大のリスクを計算して出しているのだろうということです。それが全て予定価格に反映するとは限らないということです。

○契約課長

反映するかどうかはつかめていないというお答えになります。

○田中副会長

リスクを考えたときに、計算をすると最大でこれくらいになるということです。

○契約課長

いま最低賃金を使っている会社は上げてくるでしょうし、元々余裕を持って賃金を払っている会社でも、公契約条例の事業になったときに底上げを考える可能性はあると思います。

○秦委員

現に広い適用範囲で実施している区があります。格段に多い件数になっていますが、それでもやれているのは予算はあまり増えていないのではないですか。その辺は聞いてみた方がいいのではないのでしょうか。

○契約課長

かかっていないというよりも、請け負っている会社独自の金額でやっているだけでして、それでもこれだけ増えているわけではないと思います。

○秦委員

何百件も対象にしている、下限額が上がって、上がった分の幾分かは予算も膨らむのではないですか。わずかずつでも件数が多いとどうなのでしょう。理解しづらいです。

○飯塚会長

範囲を広げるのは、学童保育や福祉施設ということですが、一般的に賃金が低いと言われています。公契約条例の対象を広げることで、賃金が適正な額に上がっていくということは、いいことのような気がします。

○秦委員

保育園では公定価格というものがあって、一定の金額が決められていて給付費が支払われる。下限額が上がろうとすぐには影響が出ないと思います。公定価格で何人いて金額はこれくらいということで施設に給付費が支払われます。

○飯塚会長

保育園も広がる対象ですか。

○工事契約制度改善担当係長

すでに対象になっています。

○秦委員

対象にはなっていますが、下限額に連動するのではなく、公定価格で決まってきます。公定価格が下限額に近くて、それが上がるということであれば影響はあります。

○契約課長

保育園の公定価格は補助金の計算の話であって、それとイコールの金額が保育士に払われているかは、実情として危ういところがありますので、公定価格がというのは違うのかと思います。会長がおっしゃるように賃金が

低いところで、これを使ってもらおうというのも一つの考え方かなと思っています。

○秦委員

予算への反映というのは、あまりないですね。公定価格という一定の決められた金額でやられておりますので。

○契約課長

補助金に係る公定価格なので、事業者の入りについては変わらないですが、出については例えば労働者を集めなければならないという状況であれば高く上げて募集するということになります。

○田中副会長

この審議会で審議すべきことは区の予算の話なのでしょうか。全体的な利益と言いますか、会長がおっしゃるように、賃金が低い業種にも広げることでにより全体的な底上げが図れるというところで判断するのでもいいのではないのでしょうか。予算については最終的には議会で決めていただければいいのかなと思います。

○秦委員

意見として出すときに、適用を拡大するということはいいのですが、拡大するときに、事業者であれば負担を軽減してくださいという話です。行政についても事務負担を考慮しながら、財政負担も考慮の上で可能な範囲でやってくださいという話になってきますので、財政負担がどれくらいかということは一応は検討の材料であり、そこは意見の中に入れなければなりません。ただし、それは極端に大きい場合にはということであって、許容範囲であれば問題ないので上げる必要はありません。

○田中副会長

そうなってくると、金額としては大きいですが、これが許容範囲なのかどうか、私にはわかりません。

○契約課長

費用がかかるのは間違いがなく、そういった参考情報です。これが高いから、低いからと言って範囲をどうして欲しいというつもりはないのですが、費用に関係なく広げるべきという意見もあるので、そこは示しておかなければいけないだろうというところを出したものです。

○秦委員

労働者からすれば賛成なのでしょう。事業者も区が財政負担してきちんと補填してくれるのであれば、そこは事務負担だけになります。

○契約課長

対象契約になってくれば、そういう考え方も入ってくるのではないのでしょうか。そのために最大という書き方をせざるを得ないです。

○飯塚会長

新たに学童保育などを広げようということですが、そこと今まで対象となっていたところと区別する必要もないと思います。予算の兼ね合いに関しては、最終的に区の方で判断することだと思います。意見としては賛成です。

○鈴木委員

業務委託のところは、説明では詳しく触れられていませんでしたが、業務をまず増やしてみるという案2に賛成です。

○田中副会長

案１ですと対象件数が１９件から１０９件で、事務方の負担がどうなるのか懸念されます。そうであれば同じ予定価格にしておいて対象業務を増やすことにより件数も５０件というところで、金額は様子を見て次のときとしてはどうかと思います。予算への影響額にも大きな開きがあります。

○鈴木委員

実際の業務委託では、事業者の努力で効率化を図っていけば賃金支払いの原資は上がっていきます。実際に努力している事業者も多いですから、最低賃金で働いていると私は思っていないです。

○田中副会長

私も案２に賛成です。区の予算もある程度抑えられると思います。

○秦委員

拡大するのは賛成ですけれども、事業者への影響の程度もありますので段階的に拡大するのが望ましいと思います。業務委託として７千万円で１０９件、少し多い気もしますがいいのではないのでしょうか。ただし特に従業員が多いところなどは、事務的な負担だけではなく経営的な負担も含めて影響がないか、きめ細かく見ていく必要はあると思います。あとは行政の事務負担の問題と、予算的な問題です。そこは可能な範囲でやられるようよくご検討ください。指定管理については、法令等でかなりチェックがかかるようになっていきますので、取扱いはできるだけ同じような形が望ましいと思います。それで全部を対象にするというのはわかります。ただし、こちらも高齢者や障がい者の施設などでは職員数も多いので、影響がなければいいのですが、事務的な負担、経営的な負担で問題がないか

よく見ていただければと思います。

○田中副会長

秦委員は業務委託は案１に賛成なのか。

○秦委員

案１に賛成です。

○田中副会長

私と鈴木委員は案２です。かなり件数が増えるので、まず対象業務を増やして５０件がいいのではないかとということです。

○秦委員

私は１０９件でもいいと思いました。

○田中副会長

事務方の負担も増えるので、今回は案２で段階的に次は案１でいいのかなと思いました。

○飯塚会長

私も業務委託については、悩ましいですが、案１では多いので段階的にということですが案２でいいのかなという意見です。

○秦委員

そこは意見が分かれてもいいのではないですか。私は７千万円までいいと思います。ただし中身の問題で、経営上で特に問題があるかどうか、事務負担上で特に問題があるかどうか、行政に事務負担、予算上の問題はないか、そういった点をクリアーにしてもらう必要はあるかだと思います。そういう意見です。

○田中副会長

いいと思います。一緒である必要はないです。

○契約課長

予算という書き方が良くないのでしょうね。労働報酬下限額と最低賃金額の差分の積み上げということなのでしょうね。これだと予算というのがありきになってしまっているの、差分を積み上げるとこうなるという書き方の方がいいかもしれませんね。

○田中副会長

その辺はお任せいたします。

○飯塚会長

あとは条例の定期的な見直し検討ですね。

○田中副会長

提案どおりでよろしいかと思います。

○契約課長

あとは先ほど提案させていただいたように、罰則については現行でもありますが事業者の抑止が働くようなものを考えてみたいと思います。付記するものとしては、見直しと社会状況の変化の把握、それと罰則の強化とさせていただきたいと思います。

3 報告事項

(1) 令和5年度の不調・不落について(9月30日現在)

○契約課長

資料に前年度との対比を載せています。29件増えております。内訳としては、建築で6件増、建築設計で21件増、設備設計が8件増、このあたりが目立ったところです。

○工事契約係長

今年度は設計関係で不調が多くなっています。肌感では小さな発注が増えていて、それに対して事業者の入札額が予定価格超過とな

ってしまったのが多かったです。昨年ですと、いくつかのものをまとめてそれなりに大きなものとして発注していたのですが、今年度はそれを分割しているというところで、不調が増えてしまっているのかなと分析しています。

○飯塚会長

まとめて発注していないのには、何か理由があるのですか。

○工事契約係長

担当者が異なっているというところのようです。不調になった後でいくつかをまとめて再発注しているものがありまして、それで落札に至ったものがあります。そうした点は不調理由の裏付けになっていると思います。

○秦委員

昨年度で目立ったのが下限を下回った入札でした。今回はほとんどありません。予定価格超過が多かったようです。予定価格への反映が物価上昇のスピードに追いついていず、それで不調になっているのではないかと思います。ですが、こういう状況というのは区の行政への影響としてはどうなのですか。2、3回再発注して落札になってはいますが、何件か残ってしまっています。

○契約課長

影響はあります。入札不調によって、工期の終期が決まっている学校の建て替えの話で、間にリースでプレハブを建てたいのですが、物価高騰の一つですが、全く価格が折り合わず、移転がうまくいっていないという、事業執行上の影響は出てきています。議案で出た北綾瀬駅前整備は4回も入札をやっていたので、元々の予定工期から半年から1年遅れてしまっていて、そういう影響は出ていま

【契約課長が次回審議会日程について説明】

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとします。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願います。委員全員が内容を確認後に、区長へ提出いたします。よろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

○飯塚会長

以上をもって令和5年度第2回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。